

業務受諾に関する規定

1. 目的

本規定は、本会が第3者（以下、委託元という）から要請される業務を受諾するに際し、該業務受諾の可否決定および受諾後の業務推進方法について定める。

2. 受諾業務の種類

本会は、委託元から要請された業務のうち、次の4項目すべてに適合すると判断できる業務を受託する。

- 1) 業務の内容が、定款第2条（本会目的）および第3条（本会事業内容）に整合し、且つ本会がこれから進む方向とも合致していること
- 2) 業務を遂行する上で、従来の本会活動成果が有効活用できること
- 3) 本会がその業務を基本的に完結実施できること
- 4) 業務を遂行した結果、委託先が求める目的を十分達成出来る可能性が高いと考えられること

3. 業務の受諾

- 1) 本会は、委託元より業務委託の要請があり、本規定第1項に従って本会が該業務を受諾することが適当と認めた業務については、原則として常任理事会の承認を得て受託できる。
- 2) 受諾承認を得た業務は、別途委託元と取り交わす委託契約、本規定および本会関連規定に従う。

4. 受託業務の実施体制

- 1) 業務受託を決定した際は、当該業務の実施計画の策定及び計画推進の審議決定のために本会内に委員会を設置する。但し、委託元から同委員会の設置を要請された場合は、本会とは独立した組織として委員会を設置する。
- 2) 委員会の下に、委員会が審議決定した計画を実行する組織として分科会を設置する。
- 3) 委員会の責任者として委員長を、また分科会の責任者として分科会長を人選する。
委員長、分科会長は、委員会が本会内部に設置された場合は、本会内部から適任者を人選し、本会から独立した組織である場合は、本会外も含めて人選する。

5. 受諾業務の外注

- 1) 受託業務遂行に際して、本会は受託した該業務の一部（以下、外注業務と略称）を本会会員に外注することができる。その場合の外注先の選定、外注業務範囲および外注金額は、

機密保持レベル D

以下の機関の審議決定に従う。

- ①委託元からの要請により、受諾業務実施計画策定及び計画推進の審議決定のために設置されている委員会（本会とは独立の組織）
- ②①に相当する審議決定機関がない受諾業務の場合、本会理事会または常任理事会
- 2) 該外注先については、外注業務の目的を要求通り達成出来る能力を有し、かつ当該業務を受け入れる意思を持つ外注先候補の中から、選定するものとする。
- 3) 本項第1号によって審議決定された外注先は、本会が委託元と取り交わした委託契約および本会が別途定める「受託業務に関する経費算定に関するマニュアル」に基づき、かつ本項第1号で決定された外注金額の範囲で業務を実施する。

制定：平成14年12月11日